

○柏市環境基本条例
平成13年9月28日
条例第31号

私たちの柏は、手賀沼、利根川、大堀川、大津川などの水系に囲まれ、ゆう水、林地などの自然環境に恵まれたまちとして発展してきた。また、この北総の地では、農業を基盤とした人々の生活と伝統的な文化の営みが受け継がれている。しかし、都市化の進展は、手賀沼の水質汚濁、大気汚染に象徴される自然環境・生活環境の悪化を招く事態に至っている。また、大量消費と利便性の高い生活様式に起因する環境への負荷の増大により、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球環境への影響が顕在化している。そもそも、健康で文化的な生活を営むことができるように良好で快適な環境の恵みを受けることは、私たちの基本的な権利であり、また、この限りある環境を適切に保全し、賢明に活用することにより現在よりも良好な状態で将来の世代に手渡していくことは、私たちの使命である。私たちは、市民、事業者、本市そして本市を訪れるすべての人々が協働し、それぞれの責任においてその使命を果たすことを互いに確認するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者、本市及び本市を訪れるすべての人々の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境の保全 公害その他の自然環境及び生活環境に係る支障の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の維持及び向上を行うことをいう。

(2) 環境の創造 良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境等の整備をいう。

(3) 自然環境 大気、水、土壌、動物、植物等の環境の自然的構成要素及び当該要素が複合したものをいう。

(4) 生活環境 人の生活に伴って構築又は創出をされた環境の構成要素及び当該要素が複合したもの(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)をいう。

(5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(6) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(7) 公害 環境の保全上の支障のうち、物の製造、加工若しくは販売又は役務の提供等の事業活動(以下「事業活動」という。)その他の人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下、悪臭その他これらに類するものとして市長が環境の保全上の支障があると認めるものによって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

(8) 本市を訪れるすべての人々 市内に滞在し、又は市内を通過するすべての者をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、環境との共生を旨として、良好な環境の恵みを受けることが現在の市民の基本的な権利として保障され、かつ、当該恵みを受けることが将来の市民においても保障されるものとの認識の下に行われるものとする。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続が可能な循環型の社会を構築することを旨として、日常生活、事業活動及び本市のすべての分野の行政活動において尊重されるものとする。

3 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び本市が公平な役割分担の下に対等な立場において、知恵を出し合い、行われるものとする。

4 環境の保全は、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防止され得るものであることを旨として行われるものとする。

5 環境の保全は、本市の区域の外の環境に与える環境への負荷を積極的に低減すること及び地球環境保全に寄与することを旨として行われるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める環境の保全及び創造に係る基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造について、積極的に寄与する責務を有する。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、並びに公害の防止及び環境の保全に寄与する責務を有する。

3 市民は、基本理念にのっとり、良好な状態に維持されている樹林、樹木等が育成又は小動物が生息をする身近な自然環境がもたらす効用を尊重し、及び自然との共生を図らなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力し、並びに参加するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に伴って生じる公害を防止するとともに、環境への負荷の低減に努め、並びに自然環境及び生活環境を保全するために必要な措置を講じ

る責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、環境の創造を行うために必要な措置を講じる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動を行うに当たって、当該事業活動に係る製品その他の物を廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)として処理するときは、当該廃棄物の適正な処理が図られるよう必要な情報の提供その他の措置を講じる責務を有する。

4 前項に定めるもののほか、基本理念にのっとり、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動を行うに当たって当該事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じるよう努めるとともに、当該事業活動において再生資源その他の環境への負荷を低減する原材料、役務等を利用する責務を有する。

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力し、並びに参加するよう努めなければならない。

(本市の責務)

第6条 本市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、本市の自然的かつ社会的な条件に応じた施策の策定及び実施をするものとする。この場合において、当該施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者から意見を聴き、並びに市民及び事業者に対して説明を行うものとする。

2 本市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者との協力の下、環境の保全及び創造を推進するための体制を整備するものとする。

3 本市は、基本理念にのっとり、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体との協力の下、推進するものとする。

4 本市は、基本理念にのっとり、地球環境保全に寄与する施策を積極的に推進するものとする。

(本市を訪れるすべての人々の責務)

第7条 本市を訪れるすべての人々は、基本理念にのっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷の低減を図る責務を有するとともに、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 本市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく各種の施策相互の有機的な連携を図るとともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 既存の市街地における樹林、草地、水辺等の緑地の保全及び創出を行うことにより、ふるさとの景観及び文化的遺産を残すとともに、騒音、振動、地盤の沈下、日照障害等による被害の発生を防止し、住み良い生活環境を創造すること。

(2) 野生の動植物が生息及び成育をすることのできる良好な自然環境を保全するとともに、生態系に配慮した環境を創造することにより、水と緑のネットワークを形成し、当該動植物の種の多様性の保全を図ること。

(3) 農地の保全その他の環境の保全の観点から均衡のとれた土地利用を推進すること。

(4) 廃棄物の排出の抑制を基本とするとともに、排出される廃棄物は、再使用、再生利用、熱回収等当該廃棄物の性状に応じた適正な方法による処理をすること。この場合において、当該処理に伴い生じる廃棄物は、焼却等適正な方法による処理又は処分をすること。

(5) ゆう水及び地下水並びに地下水がかん養される地域を適正に保全するとともに、大堀川、手賀沼等の河川及び湖沼の水質の汚濁を防止することにより、健全な水の循環を確保すること。

(6) 自動車の排気ガス及びダイオキシン類等の有害化学物質に係る対策を推進することにより、清浄な大気、水及び土壌を維持すること。

(7) 省エネルギーの推進及び自然エネルギーの利用を図るとともに、温室効果に係るガスの排出量を低減すること等により、地球環境保全に寄与すること。

(8) 環境の保全及び創造の施策の策定に当たっては、誰もが利用しやすい施設又は設備の整備の推進、防災に係る安全の確保等の関連施策との十分な連携を図ること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、柏市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針

(4) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第24条第1項の規定により置く柏市環境審議会及び市民の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更しようとする場合について準用する。

6 市長は、毎年度、当該年度の前年度に係る環境基本計画の実施状況を年次報告書として議会に報告するとともに、当該実施状況を市民に公表し、及び市民の意見を聴くものとする。

(本市の施策の策定等に係る整合性の確保)

第10条 本市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 本市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、並びに推進するために必要な措置を講じるものとする。

(環境の保全上の支障の防止に係る規制の措置)

第11条 本市は、公害を防止し、及び生活環境を保全するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じるものとする。

2 本市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、本市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるものとする。

(環境影響評価)

第12条 本市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施するものが当該事業の実施に係る環境への影響を事前に評価し、及び環境の保全に関し適正に配慮するよう必要な措置を講じるものとする。

2 本市は、前項の必要な措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 前項の事業の実施に係る環境の現況が既に環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する基準(以下この号において「環境基準」という。)を超えている場合にあつては環境基準をできる限り満たすよう評価し、当該環境の現況が環境基準を超えていない場合にあつては当該環境基準を超えていない現況をできる限り維持し、又は環境への負荷の低減を図るよう評価することを促すこと。

(2) 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある物質の低減を図る必要があると認めるときは、濃度による規制の観点とともに、必要に応じて総量による規制の観点から評価することを促すこと。

3 第1項の事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するものは、その評価が第9条第2項第3号の環境の保全及び創造に関する配慮の指針に適合するよう努めなければならない。

(協定)

第13条 本市は、良好な環境の保全及び創造を推進するため、事業者等と環境の保全及び創造に関し必要な協定を締結することができる。

2 市長は、前項の協定を締結したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(経済的措置)

第14条 本市は、市民又は事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発その他これらに類する活動を誘導するため特に必要があると認めるときは、助成その他の措置を講じるものとする。

2 本市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があると認めるときは、適正な経済的負担を市民又は事業者に求める措置に係る調査及び研究を行い、当該市民又は事業者の理解の下に、当該措置を講じるものとする。

(環境の保全及び創造に関する事業の推進)

第15条 本市は、水質浄化施設の整備等環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 本市は、公園の整備等環境の創造に関する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 本市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めるものとする。

2 本市は、市民、事業者等による再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(市民の意見の反映等)

第17条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させるため、市民の意見を受けるために必要な措置を講じるものとする。

2 本市は、環境基本計画その他の環境の保全及び創造に関し重要な施策を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるため、当該施策に係る本市の案を公表し、市民の意見を相当の期間受けるものとする。

3 本市は、前項の規定により意見を受けたときは、相当の期間の経過後に当該受けた意見の概要及び処理の内容を公表するものとする。

(環境の月)

第18条 市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造に係る関心及び理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の月を定める。

2 環境の月は、6月とする。

3 本市は、環境の月の趣旨にふさわしい事業を当該月に実施するものとする。

(環境学習等の推進)

第19条 本市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深め、並びに活動が促進されるようになるため、当該環境の保全及び創造に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じることにより、当該学習の推進を図るものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第20条 本市は、市民、事業者又は市民若しくは事業者により組織される民間の団体が自発的に行う環境の保全

及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援の措置を講じるものとする。

(調査の実施及び監査等の体制の整備)

第21条 本市は、環境の現況の把握、将来の環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造をするための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 本市は、環境の現況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験、検査、研究及び監査に係る体制の整備をするとともに、その実施に努めるものとする。

3 本市は、環境の保全及び創造に関する科学技術の振興を図り、試験研究の体制を整備するとともに、研究開発の推進に努めるため、環境の研究及び学習を推進するための施設を整備するものとする。

(情報の提供)

第22条 本市は、環境の保全及び創造に寄与するため、市民及び事業者に対し、環境の保全及び創造に関し収集した情報を適切に提供するものとする。

(公害による被害者の救済等)

第23条 本市は、公害により被害を受けた市民、事業者及び本市を訪れるすべての人々に対し、その救済その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 本市は、環境が市民及び本市を訪れるすべての人々の健康に及ぼす影響等の調査その他のその健康の保護を図るために必要な措置を講じるものとする。

(環境審議会の設置等)

第24条 環境基本法第44条の規定により、環境の保全及び創造に関する基本的な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、柏市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長その他の本市の機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的な事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項のほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項について、市長その他の本市の機関に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は委員18人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 6人以内

(2) 市民団体の代表者及び市民 6人以内

(3) 農業団体、商工業団体及び市内事業所の代表者 6人以内

2 委員の任期は2年とし、その補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(部会)

第26条 審議会は、臨時又は専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員その他の者のうちから市長が指名し、又は委嘱する。

3 部会の委員の任期は2年以内で市長が必要と認める期間とし、その補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 前条第2項ただし書及び同条第3項の規定は、部会の委員について準用する。

(委任)

第27条 前3条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(柏市環境保全条例及び柏市環境審議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 柏市環境保全条例(昭和53年柏市条例第29号)

(2) 柏市環境審議会条例(平成6年柏市条例第20号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている柏市環境基本計画(平成9年3月策定)は、第9条第1項の規定により定められた環境基本計画とみなす。

(あき地の雑草等の除去に関する条例の一部改正)

4 あき地の雑草等の除去に関する条例(昭和54年柏市条例第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(任期の特例)

5 平成17年3月28日(以下「沼南町との合併日」という。)から平成18年5月16日までの間に審議会の委員に委嘱される者(補欠の委員として委嘱される者を除く。)の任期は、第25条第2項の規定にかかわらず、平成18年5月16日までとする。

(平17条例73・追加)

(沼南町との合併に伴う経過措置)

6 沼南町との合併日の前日における沼南町環境基本計画(沼南町環境条例(平成14年沼南町条例第2号)第15条第1項の規定により定められていた沼南町環境基本計画をいう。)に定められていた事項のうち、沼南町との合併日

における環境基本計画に定められていない事項については、環境基本計画が沼南町との合併日以後最初に変更されるまでの間は、沼南町との合併日の前日における沼南町の区域に相当する区域に限り適用するものとして第9条第1項の規定により定められた環境基本計画とみなす。この場合において、同条第4項の規定は、適用しない。

(平17条例73・追加)

附則(平成17年条例第73号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。